

令和4年7月25日

第25回村上市農業委員会会議録

第25回村上市農業委員会定例会を令和4年7月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 阿部正一 | 2番 | 板垣栄一 |
| 3番 | 遠藤俊樹 | 4番 | 本間裕一 |
| 5番 | 佐藤健吉 | 6番 | 菅原隆雄 |
| 7番 | 佐藤昌夫 | 8番 | 遠山久夫 |
| 9番 | 本間サヨ子 | 10番 | 稲葉浩之 |
| 11番 | 斎藤博 | 12番 | 加藤孝平 |
| 13番 | 斎藤文夫 | 14番 | 石山章 |
| 15番 | 佐藤裕介 | 16番 | 船山寛 |
| 17番 | 大倉毅 | 18番 | 大野章 |
| 19番 | 村山美恵子 | 20番 | 富樫与志栄 |

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 八藤後茂樹

事務局 次長 中村宣信

事務局 副参事 小田雄介

1. 午後1時30分 事務局長（八藤後茂樹君） 皆さん、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまより第25回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は欠席委員がございませんので、20名全員の出席であります。村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は転用の現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、推進委員番号3番、齋藤裕助委員にも出席をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第25回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員には議席番号15番、佐藤裕介委員、もう一方は議席番号16番、船山寛委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、_____、土地につきましては22筆、面積、合計1,756平米。申請事由としましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、字_____、_____は現在山林化しており、それ以外の農地は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、次のページ、2 ページを御覧ください。番号2、申請人、_____、_____、土地につきましては1筆、781平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現地は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をいたします。3 ページ御覧いただきたいと思います。番号1 の案件でございます。図面左側は日本海となっております。その海岸線に沿って通っているのが国道345号、その右側にJR羽越本線が通っております。図の345号沿いの図面下段になりますけれども、国道345号の左脇に海府ふれあい広場があります。図面の一面に太い線で囲まれている場所22か所が今回の申請場所となっております。

続きまして、次のページ、4 ページ御覧いただきたいと思います。番号2 の案件でございます。図面中央よりやや左側に上から下に通っているのが国道7号でございます。図面上方向へ進むと十

文字の交差点ですし、下方向へ進むと胎内市の境になります。図面右下に太線で囲まれているものが今回の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、次に議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、5ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借1件、贈与2件、売買4件、合わせまして7件でございます。

それでは、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田11筆、地積34,372平米、畑2筆、地積175.94平米、合わせまして13筆、34,547.94平米でございます。契約の種別、使用貸借による権利の設定、こちらは経営移譲年金受給のため、親子間で使用貸借を結ぶもので再設定の案件でございます。

続きまして、番号2番、こちらは贈与案件でございます。譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積1,503平米、畑1筆、601平米、契約の種別、贈与。2筆合わせまして2,104平米でございます。こちら、今年5月に相続された農地でございますけれども、現在耕作をお願いしている方に贈与をしたいものでございます。

続きまして、番号3番になります。譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積268平米、契約の種別、贈与。こちらも譲渡人の____さんのご実家が____なんですが、現在はどなたもお住まいではなく、このたび譲受人の____さんとお話がまとまり、贈与されるものでございます。

ページめくっていただきまして、6ページになります。こちらから売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積277平米、畑1筆、1,213平米、合わせまして1,490平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑3筆、地積519平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。番号6番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積187平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積795平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。めくっていただきまして、8ページになります。8ページだけちょっと縦に見ていただきたいと思います。議案書を縦にして見ていただければと思います。こちら、荒川地区の大津地内でございます。ページ中央を県道坂町停車場金屋線が走っておりまして、左側へ向かうと金屋方面でございます。右側へ向かいますと荒川支所の方面でございます。県道北側に1筆太く囲った___番、それと南側にも太く囲った1筆、___番_がでございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

それでは、9ページ御覧ください。こちら、山北地区の大毎地内でございます。ページ中央を国道7号が走っておりまして、国道の右側が大毎の集落でございます。大毎トンネルを抜けて左側に、すぐ左側のところなんです、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、10ページになります。こちら、下相川の集落でございます。ページ中央やや左側を日本海沿岸東北自動車道が走っておりまして、ちょうど村上山辺里インターの付近でございます。その日本海沿岸東北自動車道の左側に1筆太く囲った___番がでございます。もう一筆がページ右側、下相川集落の右下方面になりますが、1筆太く囲った場所がございます。この2筆が議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、11ページ御覧ください。こちら、山辺里地区の高平集落と小谷集落の中間付近の位置図でございます。ページの左側へ向かいますと日下集落でございます。ページ中央付近、高平集落と小谷集落のほぼ中間地点、太く囲った3筆でございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

またページめくっていただきまして、今度は12ページ御覧ください。こちら、下助瀨の集落でございます。ページ左側を日本海沿岸東北自動車道が走っておりまして、右側に国道7号走っております。高速と国道の間に集落ございまして、助瀨川の下、国道寄りに太く囲んだ場所がございます。こちらが議案第1号、番号6番の位置図でございます。

続きまして、13ページ御覧ください。こちら、先ほどと一緒の山北地区の大毎地内でございます。ページ中央、国道7号が走っておりまして、国道の右側に大毎の集落がございます。大毎トンネル抜けまして右側、集落の右側にもなりますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した7件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

○事務局次長(中村宣信君) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

14ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、____、土地につきましては1筆、地積741平米のうち344平米、転用目的は農産物加工場及び駐車場、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は申請地を農産物加工場及び駐車場として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。農産物加工場1棟、建築面積53.82平米、木造平家建て、駐車場台数6台となっております。

続きまして、位置について説明いたします。隣の15ページを御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右下に桃川集落がございます。図面中央、上方向から右下に通っているのが国道290号です。図面右下に太線で囲まれているところが申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

推進委員3番、齋藤裕助委員。

○推進委員3番(齋藤裕助君) 3番、最適化推進委員の齋藤です。議案第2号、番号1について調査してまいりましたので、報告いたします。

今月の13日なんですけれども、午前9時に神林支所の1階休憩室に農業委員、推進委員、事務局から中村次長と田島主査が参集しました。中村次長から許可申請書の概要について説明を受けた後、すぐ____の現地調査を行いました。現地で____の____さんがおまして、申請内容について詳細について聞き取りを行いました。土地の地目なんですけれども、田になっておりますけれども、現在は耕作されておらず、申請地には農業資材用具の倉庫としてパイプハウスが建ってございました。ハウスの後ろ側は雑種地、空き地となっております。この後の予定なんですけれども、ハウスの一部を解体して市道に面する場所を駐車場、解体した跡地と空き地に農産物加工場を建設するというものであります。なお、加工場の汚水は公共下水道に接続する予定だそうであります。入り口から右側は申請者の自宅でありまして、また左隣は現在申請者の野菜ハウス、トマト栽培でしょうか、トマトの栽培用のハウスが建ってございます。周辺農地への影響は少ないことから、委員全員許可すべきではないかとの意見でございました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(石山 章君) それでは、議案第2号について質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） しばらくなくないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

16ページ御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、新潟市中央区朝日温海道路大須戸川橋下部その2工事、_____、_____、_____、土地につきましては1,061平米のうち520平米、移転内容といたしましては転用期間の変更でございます。変更目的・内容につきましては、申請者は令和3年7月27日付村農委第___号により農地法5条の許可を得ましたが、高速道路工事の工期延長により転用期間の変更をするものです。転用期間といたしましては、変更前が令和3年7月27日から令和4年9月30日、変更後は終了が令和4年の11月30日、2か月延びる計画となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右のページを御覧いただきたいと思います。図面中央、上から下に通っているのが国道7号でございます。国道7号から図面下段、国道7号の左手に大須戸の除雪ステーションがございます。図面中央よりやや右側、太線で囲まれているところが今回の申請箇所でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） この件についても承認申請による現地調査を実施していただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

20番、富樫委員。

○20番（富樫与志栄君） 20番、富樫です。朝日地区で6月30日に事業計画変更承認の申請がありました案件について協議を行いましたので、ご報告いたします。

当日は午後1時半に文化会館の小ホールにて農業委員6名、最適化推進委員5名、事務局から八藤後局長、伊藤主任、朝日支所の産業建設課、近藤係長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。申請地は、朝日温海道路のトンネル工事により以前から数回にわたり事業計画の確認を変更時に行っている箇所であり、その際に現地調査を実施しておりましたので、このたびは書類により確認を行いました。そして、翌日の7月1日に私が申請内容について現場の確認をしましたが、状況は変わっていませんでした。申請地は、令和3年7月27日付村農委___号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路の工事の延長により期間を変更するものです。許可当時か

ら転用目的どおり資材置場として適正に使用されており、また今後も引き続き適正に使用されると判断し、朝日地区としては委員全員で承認すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） では、議案第3号につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これについても特にないようでありますので、議案第3号、承認申請については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は6件ございます。

18ページ御覧いただきたいと思います。番号1、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、198平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積85.31平米でございます。

続きまして、下段、番号2、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、6.24平米、転用目的は住宅用通路敷地、契約は売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は宅地への新たな通路が必要となり、転用を申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。

続きまして、右側、19ページ御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人、____ほか1名、譲受人、____、土地につきましては1筆、129平米でございます。転用目的、駐車場敷地、契約は売買、対価____円、10アール当たり____円、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は自宅から近い場所に駐車場を求めていたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。駐車場4台。始末書添付でございますので、読み上げさせていただきます。このたびの申請に係る____の農地について、農地法の所定の許可を得ずに整地工事を行い、駐車

場としての使用を開始してしまいました。これは、私の母が以前から土地の地権者と交渉を行っており、その過程で農地法所定の手続は地権者において完了済みである旨を伝え聞いていたことが原因ですが、事前の確認、調査が不足していたことを深く反省しております。今後は農地法及び関係法令を遵守し、貴委員会のご迷惑とならないよう注意するとともに、砂利の飛散を防止し、小まめな除草をする等、土地の管理を適切に行い、周囲の営農や飼育、生活環境への影響を及ぼさないようにいたしますので、何とぞご寛大なる処理を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、下段、番号4、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては2筆、面積2.56平米、転用目的は住宅敷地拡張、契約は売買、対価____円、10アール当たり____円、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は車庫から道路までの通路が狭いことから、新たに敷地を拡張し、通路を確保するため転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。敷地拡張（コンクリート舗装）、延長としては3.47メートル、幅は1.83メートル。始末書添付でございますので、読み上げさせていただきます。今般の申請に係る土地、____番__及び____番__に該当する部分については父が健在の頃に地権者から借り受け、以来30年以上にわたりコンクリート板を敷いて車両の通路、隅切りとして使用しておりましたが、このたび土地を譲ってもらえることとなり、土留め擁壁の設置工事を着手してしまいました。これは、農地法所定の手続について土地を借り受ける際に完了済みであることと誤認していたことが原因ですが、事前の確認調査が不足していたことを深く反省しております。今後は農地法及び関係法令を遵守し、貴職のご迷惑とならないよう注意いたしますので、何とぞご寛大なる処理を賜りますようお願い申し上げますというところでございます。

続きまして、20ページ御覧いただきたいと思っております。番号5、貸人、____、借人、____、土地につきましては1筆、面積144平米、転用目的、住宅敷地拡張、契約は使用貸借となっております。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は子供の成長とともに住宅が手狭となってきたため、住宅に物置を増築し、併せて車庫を建設するため転用を申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。物置は14.09平米、車庫は2台分となっております。

続きまして、下段、番号6、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、128平米、転用目的は駐車場敷地、契約は売買、対価____円、10アール当たり____円でございします。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は自宅から近い場所に駐車場を求めているところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。駐車場2台となっております。

続きまして、位置を説明いたします。右側、21ページを御覧いただきたいと思っております。番号1の案件でございます。図面左下に村上城跡、お城山がございします。図面右上から下方向に通っているのが国道7号でございします。右下にイオンがございします。図面中段、右側に太線で囲まれていると

ころが、今回の番号1の申請箇所となっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面中央、上方向から下方向に通っているのがJR羽越本線でございます。図面右側を上から下に通っているのが国道7号、図面右下には荒川総合体育館がございます。図面右上、小さな三角形がございますが、こちらのほうが申請地となっております。

続きまして、右側、23ページを御覧いただきたいと思います。図面中央に有明集落がございます。左手へ進むと国道7号がございます。図面左下に神林中学校があります。中学校の右側に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、24ページ、次のページを御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面中央が牛屋集落でございます。右へ進むと国道7号がございます。図面中央よりやや左側に旧平林中学校がございます。図面中段右側にある小さい三角形が今回の申請地となっております。三角形の申請地の脇に点線で囲まれているのが、これが申請者の住宅の敷地となっております。

続きまして、隣、25ページ御覧いただきたいと思います。図面中央に十川集落がございます。図面右側、右上から下方向に通っているのが日本海沿岸東北自動車道でございます。図面右上から下方向に通っているのが県道高根村上線でございます。図面中央に太線で囲まれているかぎの手状になるのが今回の申請地となっております。

続きまして、次ページ、26ページを御覧いただきたいと思います。最後の番号6の案件でございます。図面上から左下方向に通っているのが国道7号、下方向に進むとエコパークむらかみがございます。図面左側が板屋越集落となっており、図面左下に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、提案に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番についての報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。村上地域では、____住宅建築敷地の現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

7月8日午前9時より委員全員、事務局より中村次長、_____の____さん立会いの下現地確認を行いました。申請地は耕作がされていみせませんが、住宅も多い地域なので、きれいに管理されていました。面積も小さいので、生産性も少ないと見てきました。生活雑排水は上下水道を使用し、雨水は自然流下、側溝で対応します。隣接する農地から同意ももらっており、周囲に支障を及ぼすことは少ないと判断してまいりました。委員全員許可すべきものとの意見となりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号2番について報告をお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第4号、番号2の現地調査の報告をいたします。

7月7日、荒川支所において午後1時30分から農業委員、最適化推進委員全員集合し、事務局、中村次長、支所の国井課長補佐と農地パトロール及び5条転用申請、非農地証明の説明を受けて現地確認をいたしました。申請内容については備考のとおりでありまして、宅地の間口が狭く、車両の出入りに支障があるため、畑の一部を譲受けしようとするものです。隣地となる畑の所有者には迷惑をかけないようにフレコンで土留めの施工をしますので、地区委員全員許可相当との意見ですので、委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号3番について報告をお願いいたします。

推進委員3番、齋藤委員。

○推進委員3番（齋藤裕助君） 3番、最適化推進委員の齋藤です。それでは、私のほうから議案第4号、番号3について説明いたします。

今月の13日午前9時に神林支所に農業委員、推進委員、事務局から中村次長、田島主査が集まりました。中村次長から許可申請書の概要について説明を受けた後、現地調査を行いました。現地で_____から申請内容の詳細について聞き取りを行ったんですけれども、申請地は既に敷き砂利されておりまして、駐車場として使用されておりまして、よって、始末書の添付が必要だったんですけれども、始末書の内容のとおり、申請者は譲渡人が土地の地目を変更済みであると思っていたそうであります。申請地の後ろ、西側は中学校寄りですけれども、隣の畑ですけれども、畑は耕作されておりませんでした。しかし、草刈りは実施されているようです。隣接地の南側、有明集落の飯岡寄りなんですけれども、消防用の防火水槽が設置されておりまして。周辺農地への影響は少なく、許可はやむを得ないんでないかとの委員全員の意見でありました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号4番について調査報告をお願いいたします。

3番、遠藤委員。

○3番（遠藤俊樹君） 3番、遠藤です。議案第4号、4番の現地調査の報告をいたします。

今月13日午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員4名、推進委員4名、事務局から田島主査、中村次長が出席いたしました。資料で説明の後現地へ移動し、_____と申請人の_____さん立会いの下調査いたしました。申請地は、譲渡人の_____さんの畑と車庫通路の段差が長さ80センチくらいあり、車庫入り口のかぎ地にコンクリート板をかけ渡してもらっていました。このたびかぎ地部分を譲り受け、古くなった土留めを新しくコンクリートブロックの土留めを施工するものであり、雨水は敷地内で処理をすることとありました。隣の農地には何ら影響がないものであります。以上、神林地区としましてはやむなきとの意見でありました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号5番について調査報告をお願いいたします。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。議案第4号、5について説明いたします。

6月30日、朝日支所において1時半から、出席は農業委員会のほうから局長、伊藤さん、朝日支所のほうで近藤係長、農業委員6名、推進委員5名の出席で、局長のほうから説明を受けました。それで、現場のほうは貸人、___さんは___さんの奥さんの親でありまして、___さんの土地を貸すということですし、畑となっておりますけども、草は刈ってありますけども、雑種地扱いということで、全部テープを張ってきちんと分かるようにしていたしましたし、それと集落の中で管理している畑ですので、雨水については側溝に流して……農業委員、推進委員全員でやむなしということで見てきましたので、皆さんの審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号6番について報告を願います。

議席番号5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） 5番、佐藤です。それでは、番号6の土地に係る現地調査について報告いたします。

7月12日午前9時から朝日地区の農業委員5人、最適化推進委員4人、事務局から局長、次長が朝日支所の会議室に集合いたしまして、最初に次長から申請の内容を説明を受け協議しました。その後現地を調査いたしました。本申請につきましては、譲受人の___さんの住宅に隣接する農地でございます。今回譲渡人との売買が調い、駐車場として利用したいというものです。場所につきましては、国道7号と旧国道に挟まれた板屋越集落の入り口にある農地で、現在は草刈りはされているが、耕作はされていない畑であります。四方を道路に囲まれた土地であり、集落外の農地で、ほかの農地に影響のない農地であります。利用は敷き砂利を行いまして、駐車場として利用し、雨水等の排水は地下浸透するという計画でありました。面積も小さく、ほかの農地への影響もないと判断されたことから、地区委員は許可すべきものと意見であります。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明、報告があった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、27ページ御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借の設定が1件のみでございます。

それでは、番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田1筆、342平米、期間、10年間、賃借料は10アール当たり____円、新規の設定でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明について質疑に入ります。

議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案第6号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（八藤後茂樹君） それでは、本日別紙にて机上に配付をいたしました議案第6号議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。議案第6号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について。別紙「村上市農地利用最適化推進委員名簿」の者を村上市農地利用最適化推進委員に委嘱したので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農業委員会の承認を求める。

本議案につきましては、5月に辞任されて欠員となっておりました朝日地区担当の推進委員1名を補充のために委嘱するものであります。1枚めくっていただいて、別紙のほうを御覧いただきたいと思っております。新たに委員に委嘱する方は、村上市____、中山平二氏であります。担当する地域は朝日地域です。中山平二氏については、候補者として推薦され、7月21日に開催されました村上市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において推進委員の候補者として適任と評価をいただき、報告を受けましたので、このたび委嘱について提案するものです。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する欠格条項には該当しないことを確認済みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

推進委員3番、齋藤委員。

○推進委員3番（齋藤裕助君） 推進委員3番、齋藤です。差し支えのない範囲で生年月日、年齢を教えてくださいませんか。あと、選考理由とございますか、どのくらいの農業の方か、もう少し教えてください。

- 事務局長（八藤後茂樹君） 中山さんは64歳であります。現在_____に勤務しております。推薦の理由なんですけれども、推薦は地元の_____区長様より推薦をいただいております、その推薦の理由をそのままちょっと読まさせていただきます。本人は農業に対し熱心に取り組んでおり、地域における人望も厚く、_____勤務の経験を生かして地域の農業を守り育てていくものと思いますので、農地利用最適化推進委員として適任と考え、推薦いたします。そのような理由で推薦をいただき、評価委員会に付させていただきました。
- 議長（石山 章君） 1番、阿部委員。
- 1番（阿部正一君） 先般の会議の話あった任期8月1日にする理由、これでどういうふうな検討をされて今日出てきたのか、8月1日にしたのか、その辺教えていただく上で会議のお話ししたと思うんですが。
- 事務局長（八藤後茂樹君） こちらのほう、いろいろ過去のもの等を調べたんですけども、恐らくという言い方で大変申し訳ないんですが、報酬の日割計算の都合もあって翌月の1日からというふうにしているものと思われます。恐らくこれは、過去もずっとこのような形で引き続きやってきたものと思います。
- 1番（阿部正一君） 報酬は日割計算することになっているんですか。そんなのどこにも載っていないでしょう。日割計算に関して。国会議員の歳費とあれはないけども、ないわけだから、認定するのは今日決定したんだから、私今日からでいいんじゃないかと、そういうことを言っているんですよ。報酬云々でなくて。その辺はどんなもんかなと思ひまして、この前……
- 議長（石山 章君） 阿部委員、分かりました。今その辺について相談をしたんですが、今まで月初めからやっていたというような経過でやったという話であります、それは今までが間違っていたと私は思いますので、詳細はまた調べまして、本来であれば今日付だと思いますので、その辺確認取れたら今日付で推進委員とするということにさせていただきたいと思いますが、その辺ちょっと調べさせていただいて、結果ではあります、それで抵触するようなことがないようなのであれば、本来は私も今日付だと思いますので、確認し、皆様方の賛同を得られればそのようにさせていただきます。よろしいでしょうか、その件については。
- 1番（阿部正一君） この前会議の際にもこの話、今日まで決定すると言ったんで、この説明が今日はあるかと思って来たんですけども、全然その話もなく、ただ8月1日と。報酬に関係するのか、報酬は日割計算で報酬を払うなんてないでしょう。ありますか。基準日はいつですか。教えてください。今までが空白であったんで、いち早く承認しねばないわけ。そのために推進委員会を開いているんです。そういうのにこれを8月1日からと、それ今の話だと報酬の日割計算しねばなかったんだというのであれば、その根拠となるものを示して今日出すべきで、それはこの前話したはずで。
- 事務局長（八藤後茂樹君） 申し訳ありません。根拠となるものは、今日用意はしてございません

でした。ただ、特別職の報酬規定の中で日割計算をするというふうに記載がございました。それは確認しております。そこだけは報告させていただきます。

○1番（阿部正一君） 基準日はいつ。

○事務局長（八藤後茂樹君） 今日からでしょうかね。今日決定すれば。

○1番（阿部正一君） いや、基準日はいつなの。これ1日にしたのは、月割りの日割りをしねばと言ったでしょう。

○事務局長（八藤後茂樹君） はい。

○1番（阿部正一君） だから、8月1日にしねば7月31日に在籍になっているとか、そういうのがあればいいでしょうけど。

○事務局長（八藤後茂樹君） 基準日となるのは委員になられた日という形になるんだと思いますので、今日決定して今日からとなれば今日からの日割計算になるかと思います。

○1番（阿部正一君） 日割計算。

○事務局長（八藤後茂樹君） するとなれば。はい。

○1番（阿部正一君） それはどこかに載っているんですよ。

○事務局長（八藤後茂樹君） 特別職の報酬規定のほうに日割り計算するというふうに載っておりますので。

○1番（阿部正一君） それである会議に話しして返答しているわけだ。だから、今日はそれは必ず説明あると思って私来たんですよ。

○事務局長（八藤後茂樹君） 申し訳ありません。

○1番（阿部正一君） 何も説明もなく、日割計算の仕組みだからって。あれだけの人数、10人も集めて会議やっているわけだ。あそこでいろいろ検討されたものは、やっぱりここで結果をこうでりましたという説明すべきでないですか。

以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど阿部委員から提案ありました件について、先ほども答弁させていただきましたが、抵触するようなことがなければ、できれば遅滞なくやるというのが原則でしょうし、それで1か月早まったんです、委嘱も正直言って。そういう経過もありますので、問題がなければ今日付で推進委員として承認するというところでよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号の委嘱については承認することに決してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、村上市農地利用最適化推進委員には中山平二氏に委嘱することに決定いたしました。

なお、任期については問題がなければ今日付から令和5年の7月31日までとするということよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） それでは、議案については以上であります。皆様方からその他について何かあれば伺いますが、議案として。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） なければ、事務局、何かありますか。

○事務局長（八藤後茂樹君） ありません。

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案については以上とし、2時45分から再開いたします。その間暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時30分～午後2時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年7月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員